水道・下水道の使用を休止する

いつまでに？

7 日前

必要なモノ

給水装置・下水道排水設備使用届（休止）

上下水道お客様センターへ提出

使用休止の取り扱いについて

原則3カ月以上使用されない場合とします。
休止の期間は、最長3年間です。

引き続き休止を希望される場合

3年間を過ぎて引き続き休止を希望される場合は、上下水道お客様センターへご連絡ください。
連絡がない場合は、メーターを撤去することがあります。

休止日までの使用について

休止日までの使用水量に係る上下水道料金（精算分）の納付方法については、上下水道お客様センターへご相談ください。

退居等により**水道・下水道**の**使用**を**休止**されるときは、
休止される**7**日前（土日・祝日を除く）までに給水装置使用届・下水道排水設備使用届（休止）を提出してください。
※土日・祝日及び夜間は、開閉栓できませんのでご注意ください。

提出・お問合せ先

上下水道お客様センター

〒669-4192　丹波市春日町黒井811番地

0795-88-5107